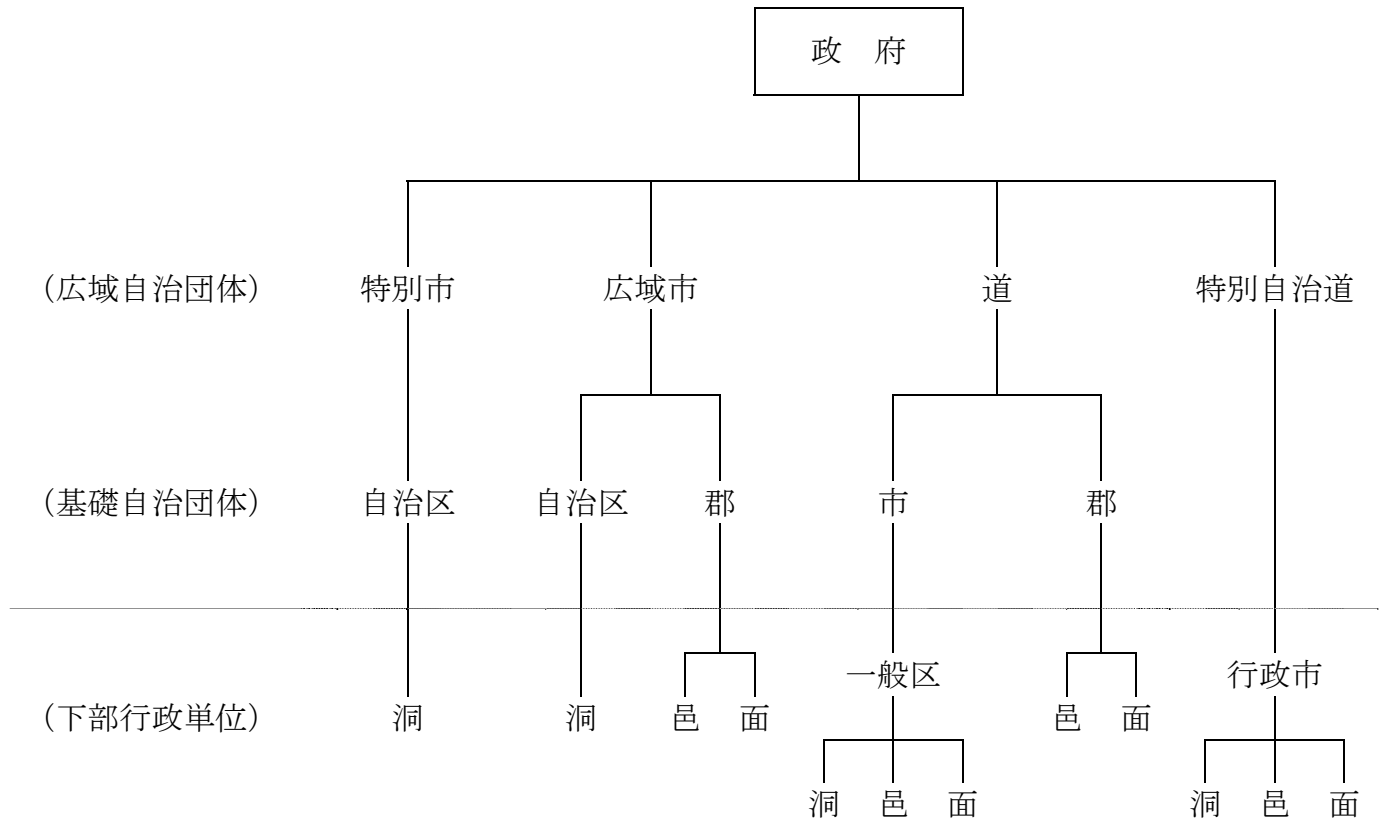


第8章 地方自治

1 地方行政制度の階層

地方行政制度は、以下のように3階層になっている。

〈図表 8-1〉



* 広域自治団体：日本の都道府県に相当(全 16 団体)(特別市・広域市・道・特別自治道が広域自治団体として同等の権限をもつ。)

* 基礎自治団体：日本の市町村に相当

(2008年1月1日現在、75市86郡69自治区の計230団体)

2 行政区域別人口、面積他

〈図表 8-2〉

広域自治 団体名	道庁 所在地	基礎自治団体				行政市・自治区 でない区			邑・面・洞			人口 (名)	面積 (km ²)
		計	市	郡	区	市	区	計	邑	面	洞		
ソウル 特別市		25			25			497			497	10,192,710	605
釜山 広域市		16		1	15			218	2	3	213	3,587,439	766
大邱 広域市		8		1	7			143	3	6	134	2,493,261	884
仁川 広域市		10		2	8			143	1	19	123	2,664,576	1,007
光州 広域市		5			5			91			91	1,413,444	501
大田 広域市		5			5			81			81	1,475,659	540
蔚山 広域市		5		1	4			58	4	8	46	1,099,995	1,057
京畿道	水原市	31	27	4			20	535	31	111	393	11,106,211	10,184
江原道	春川市	18	7	11				193	24	95	74	1,503,806	16,874
忠清北道	清州市	12	3	9			2	154	14	89	51	1,506,608	7,432
忠清南道	大田 広域市	16	7	9				212	24	147	41	1,995,531	8,600
全羅北道	全州市	14	6	8			2	244	14	145	85	1,862,277	8,063
全羅南道	務安郡	22	5	17				295	31	198	66	1,929,836	12,121
慶尚北道	大邱 広域市	23	10	13			2	338	36	202	100	2,681,364	19,026
慶尚南道	昌原市	20	10	10				317	21	177	119	3,196,953	10,524
済州 特別自治道		0					2	43	7	5	31	559,258	1,848

〈行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況(2008.1.1現在)」〉

3 地方自治団体の事務及び国等との関係

○固有事務：地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための自治的な事務。(住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等)

○委任事務：国家または上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体はその委任者の統制下において執行する事務。(戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等)

団体委任事務(自治体自体に委任)

機関委任事務(長などの機関に委任)

i) 地方自治団体の事務範囲(地方自治法《以下、地自法とする》第9条)

- ・地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務(11項目)
- ・住民の福祉増進に関する事務(10項目)
- ・農林、商工業等の産業振興に関する事務(14項目)
- ・地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務(15項目)
- ・教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務(5項目)
- ・地域民防衛及び消防に関する事務(2項目)

ii) 地方自治団体の種類別事務配分基準(地自法第10条)

- ・特別市／広域市／道(広域自治団体)

広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

- ・市／郡／自治区(基礎自治団体)

広域自治団体が処理する以外の事務

- ・人口50万人以上の市に対する特例認定

機構職制の設置及び廃止に関する権限(係の設置・廃止・調整等)等

iii) 国などの指導・監督

地方自治の運営に関しては、一定の指導・監督を国等が行なえる

(助言・勧告・報告受理・承認・指定・是正命令・取り消し・監督・提訴等)

〈図表8-3〉

対 象	指導・監督権者
広域自治団体	行政安全部長官(国)
基礎自治団体	広域自治団体長(広域自治団体)…第1次的 行政安全部長官(国) …第2次的
国家事務	行政安全部長官(国)

4 公務員の状況

〈図表 8-4〉

(○は該当するもの、×は該当しないもの)

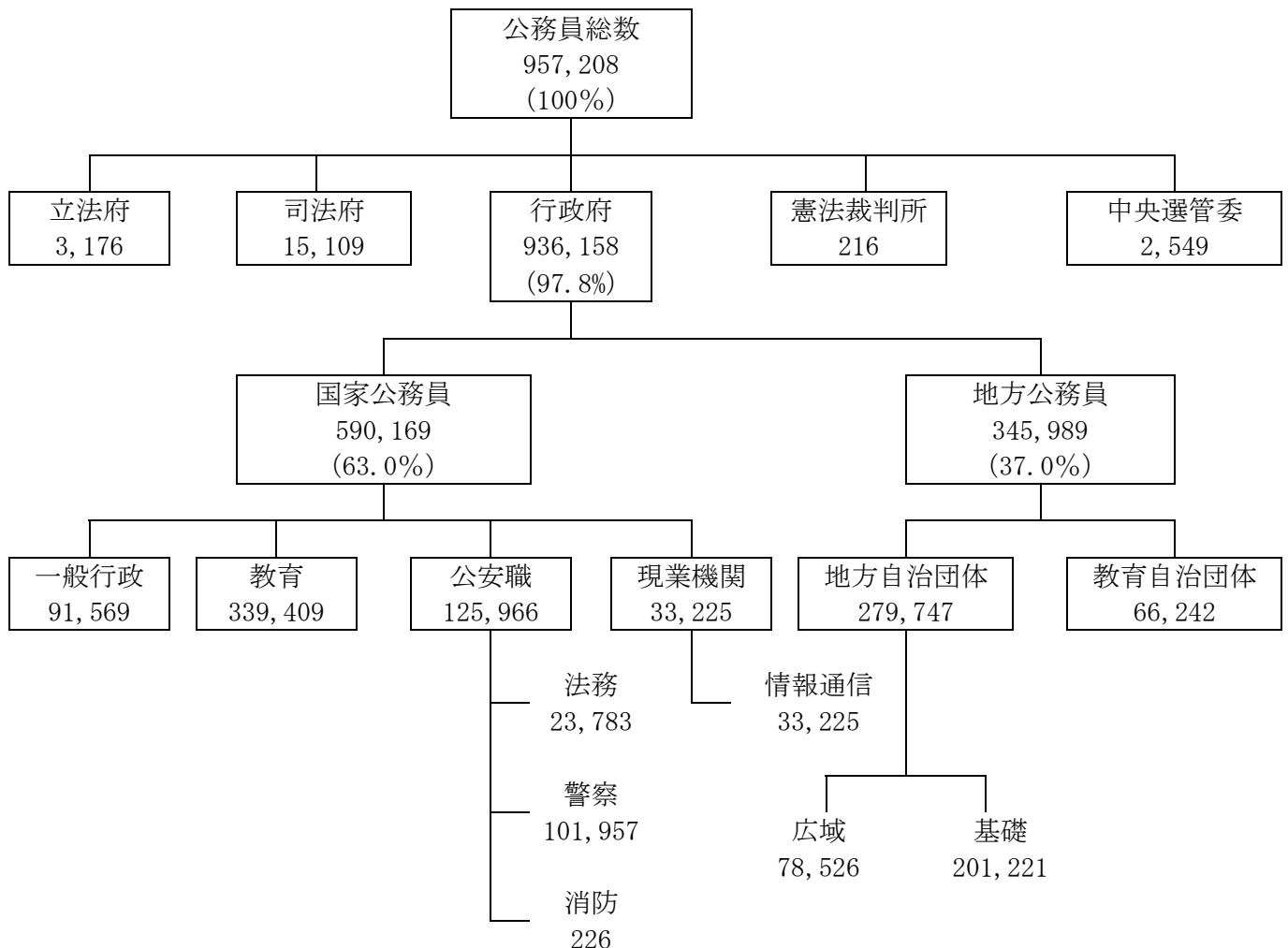
項 目		国家公務員	地方公務員
勤 務 機 関	立法機関(3,176名)	○	×
	司法機関(15,109名)	○	×
	警 察(101,957名)	○	×
	教 師(339,409名)	○	×
	国家行政機関(151,568名)	○	×
	地方行政機関(345,989名)	○(※一部のみ)	○
適用法令		国家公務員法	地方公務員法

※特別市・広域市・道、市・郡、農村指導所、消防署

※行政自治部(現:行政安全部)『2007 行政自治統計年鑑』(2006年12月31日現在)

〈図表 8-5〉 分野別公務員定員 (2006年12月31日現在)

(単位:人)



(資料) 行政自治部(現:行政安全部)『2007 行政自治統計年鑑』

5 地方財政の状況

(1) 歳入財源別予算規模 (2006年度 最終純計予算)

〈図表 8-6〉 (単位：億ウォン)

区分	金額	構成比
自主財源計	696,350	60.3%
地方税	380,712	33.0%
税外収入	315,638	27.3%
依存財源計	420,282	36.4%
地方交付税	209,278	18.1%
補助金	211,004	18.3%
地方債	38,091	3.3%
合計	1,154,722	100%

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部) 「2007年度地方自治団体予算概要」

(2) 地方自治団体別予算規模 (2006年度 最終純計予算)

〈図表 8-7〉

(単位：億ウォン)

名称	金額	構成比	内 訳	
			一般会計	特別会計
ソウル特別市	171,509	14.9%	132,743	38,766
釜山広域市	64,313	5.6%	43,012	21,301
大邱広域市	39,457	3.4%	29,760	9,697
仁川広域市	51,931	4.5%	34,491	17,440
光州広域市	24,716	2.1%	17,627	7,089
大田広域市	24,446	2.1%	17,424	7,021
蔚山広域市	20,503	1.8%	16,506	3,997
京畿道	230,640	20.0%	165,855	64,785
江原道	75,430	6.5%	67,388	8,043
忠清北道	45,899	4.0%	38,295	7,603
忠清南道	66,992	5.8%	52,365	14,628
全羅北道	58,005	5.0%	49,403	8,602
全羅南道	81,774	7.1%	67,465	14,308
慶尚北道	84,852	7.3%	72,248	12,604
慶尚南道	93,009	8.1%	77,551	15,458
済州特別自治道	21,246	1.8%	17,100	4,146
合計	1,154,722	100.0%	899,233	255,488

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部) 「2007行政自治統計年鑑」

(3) 財政自立度 (2008 年度)

〈図表 8—8〉

(単位：%)

区分	全国	特別・広域市	道	市	郡	自治区
平均	53.9	63.6	27.9	36.6	16.6	33.9
最高 (団体名)	—	85.7 ソウル市	66.1 京畿道	74.0 京畿 城南市	56.9 蔚山 蔚州郡	86.0 ソウル 中区
最低 (団体名)	—	47.8 光州市	11.0 全羅南道	10.8 慶北 尚州市	6.4 全南 莞島郡	13.0 釜山 影島区

※算出方式：(地方税+税外収入)/(一般会計総計予算規模)×100

(資料) 行政安全部「2008 年度地方自治体財政自立度及び財政自主度現況」

(4) 地方予算規模変動推移

〈図表 8—9〉

(単位：億ウォン)

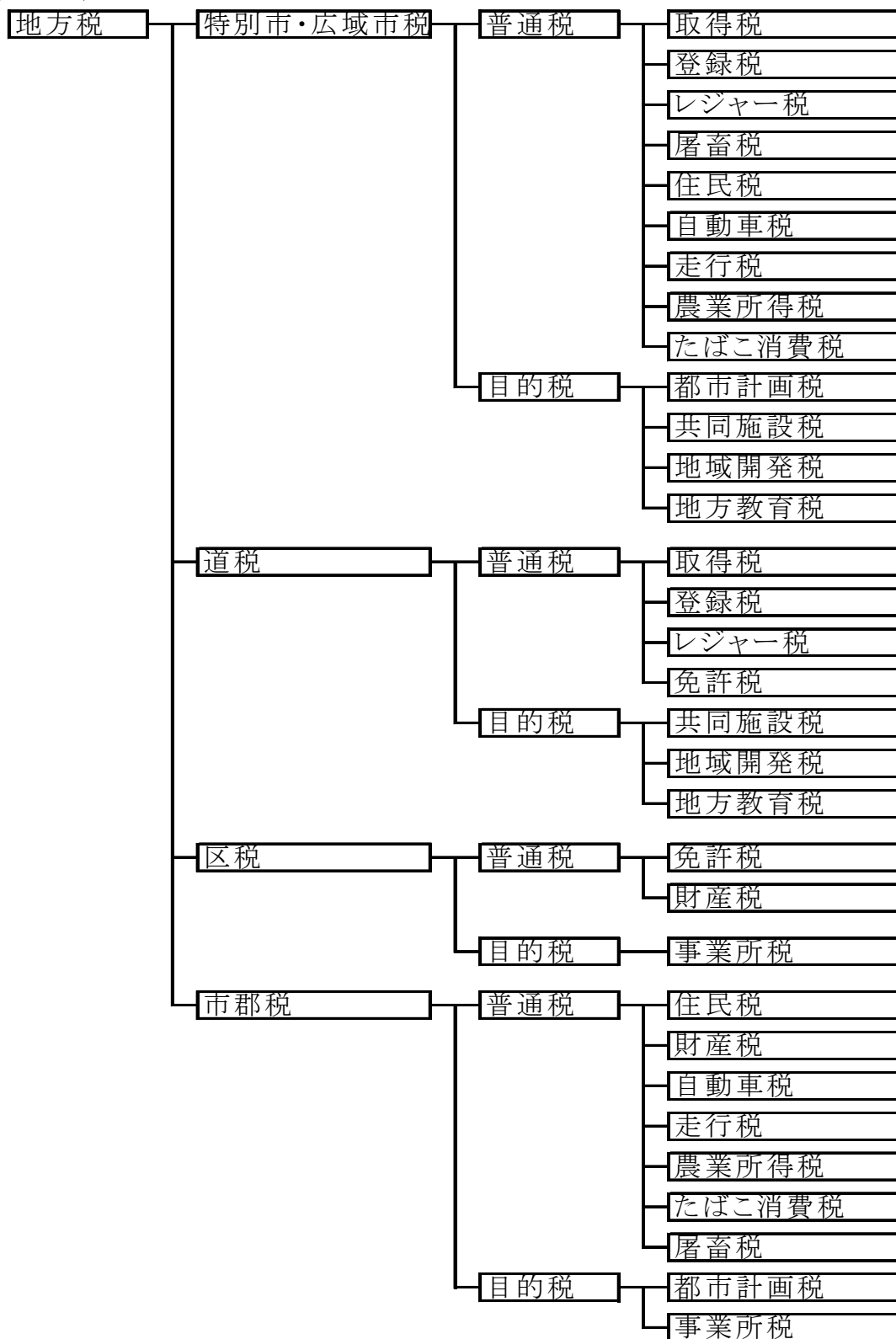
区 分	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	前年度
						対比
当初予算	713,933	781,425	872,840	923,673	1,013,522	9.7%
最終予算	911,154	975,256	988,924	1,070,624	1,154,722	7.9%

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部)「2007 年度地方自治団体予算概要」

6 地方税の状況

(1) 地方税体系

〈図表 8-10〉



(注) 広域市の郡地域は、道と同じ体系である。

(2) 国税と地方税の日韓構成比較

〈図表 8-11〉

(単位：億円：億ウォン)

年度別	日本				韓国			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
1997	917,562	556,007	361,555	39.4%	794,069	609,092	184,977	23.3%
1998	871,199	511,977	359,222	41.2%	759,859	588,376	171,483	22.6%
1999	842,400	492,139	350,261	41.6%	836,355	650,670	185,685	22.2%
2000	882,673	527,209	355,464	40.3%	1,023,462	819,846	203,616	19.9%
2001	855,172	499,684	355,488	41.6%	1,130,589	864,190	266,399	23.6%
2002	792,227	458,442	333,785	42.1%	1,258,693	942,858	315,835	25.1%
2003	780,351	453,694	326,657	41.9%	1,379,877	1,049,257	330,620	24.0%
2004	816,417	481,029	335,388	41.1%	1,423,298	1,081,704	341,594	24.0%
2005	870,949	522,905	348,044	40.0%	1,567,392	1,217,347	350,045	22.3%
2006	906,231	541,169	365,062	40.3%	1,734,048	1,353,336	380,712	22.0%

(資料)行政自治部(現:行政安全部)「2007 行政自治統計年鑑」
総務省「平成 20 年度地方税に関する参考計数資料」

(3) 地方税 団体・税目別徴収実績 (2007 年度)

〈図表 8-12〉

(単位：億ウォン)

税目別		団体別		計	特別・ 広域市税	道税	市税	郡税	自治区税	構成比
計				412,938	181,070	115,525	80,648	15,025	20,670	100.0%
普通税	取得税			76,675	35,705	40,970				18.6%
	登録税			79,495	38,574	40,921				19.3%
	免許税			750	5	326			420	0.2%
	住民税			62,148	34,488		23,789	3,871		15.1%
	財産税			31,094	0		12,513	2,186	16,395	7.5%
	自動車税			21,338	9,757		9,838	1,742		5.2%
	農業所得税			1	0		1			0.0%
	屠畜税			493	81		289	123		0.1%
	レジャー税			6,878	1,629	5,249				1.7%
	たばこ消費税			27,027	12,219		11,995	2,813		6.5%
	総合土地税			133	0		60	47	26	0.0%
	走行税			27,095	12,502		11,586	3,007		6.6%
	小計			333,127	144,960	87,466	70,072	13,789	16,841	80.7%
目的税	都市計画税			16,062	9,629		5,947	486		3.9%
	共同施設税			5,163	2,600	2,563				1.3%
	事業所税			6,774	0		2,907	490	3,377	1.6%
	地域開発税			1,746	1,041	704				0.4%
	地方教育税			43,381	20,117	23,264				10.5%
小計			73,125	33,387	26,531	8,854	976	3,377	17.7%	
過年度収入				6,686	2,723	1,529	1,722	260	452	1.6%

(資料)行政安全部「2008 地方税政年鑑」

7 消 防

(1) 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。同年に中央消防学校が設立され1980年には中央消防学校の建物が完成した。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として防災体制が抜本的に見直されることとなった。このため、政府は、行政自治部の外庁として、2004年6月1日に消防防災庁を設置した。

(2) 消防制度

現行の消防制度としては、中央には消防防災庁、地方（17広域自治団体：特別市・広域市・道・特別自治道）には消防本部が置かれ、その下に消防署が置かれている。

①消防防災庁

消防防災庁は、2004年に旧行政自治部民防衛災難統制本部と旧消防局が統合、設置された災害管理専門の行政組織で、庁長（次官級政務職）を筆頭に4事業本部26チーム・室等から構成されている。所属機関として、中央消防学校、国立防災教育研究院及び中央119救助隊が設置されている。

中央消防学校は忠清南道天安市にあり、消防職員の教育訓練を行っている。一方、同じ場所にある国立防災教育研究院は防災専門者の教育や防災政策、技術研究等を行っている。

また、中央119救助隊は、1995年10月に中央119救助隊職制大統領令が公布されたことにより、同年12月に発足し、京畿道南楊州市に訓練施設がある。ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウル市内を結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっているほか、1997年には中央119救助隊を中心とする119国際救助隊が発足し、国際救助活動にも関わっている。

②消防本部

各消防本部業務としては、火災の予防、警戒、鎮圧、調査及び構造・救急等があるが、ソウル特別市のように消防防災本部として防災業務も所掌しているところもある。

消防本部のうち、6の消防本部（ソウル特別市、釜山広域市、光州広域市、京畿道、忠清南道、慶尚北道）には、地方消防学校が設置され、消防職員の教育訓練を行っている。

③消防署

消防本部の下に全国で172箇所の消防署が設置されている。また、消防署の下、全国で195の119救助隊、4の消防艇隊が組織され、876箇所の消防派出所が設置されている。

④消防公務員

消防公務員には国家消防公務員と地方消防公務員の2職種があり、消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、国家公務員法または地方公務員法の特例法として消防公務員法が適用される。

消防防災庁と各市・道には、それぞれ消防公務員人事委員会が設置されている。国家消防公務員の場合、消防領以上は消防防災庁長の推薦により国務総理を経て大統領が任用し、消防警以下は、消防防災庁長が任用する。地方消防公務員の場合、市・道知事が任用する。

国家消防公務員と地方消防公務員との間では頻繁な人事交流が行われている。

8 電子自治体

(1) 電子政府の推進沿革

韓国の電子政府の推進沿革は、①国家基本情報電算化（1987年～1996年）②電子政府基盤構築（1997年～2000年）③電子政府本格推進（2001年～2002年）④世界最高水準の電子政府推進（2003年～2007年）と分けられる。

①国家基本情報電算化（1987年～1996年）

1980年代から、住民、不動産、自動車、雇用など、主要な行政情報のデータベース化構築事業が行われ、省庁においては、迅速な情報通信基盤を構築し、基本情報の電算化を進めてきた。

②電子政府基盤構築（1997年～2000年）

調達、特許、国税、関税などの情報化を行った。また、一部のパスポート発給や不動産登記簿システム等について、システム間・地域間の連携を図った。

③電子政府本格推進（2001年～2002年）

中央政府と地方政府が行政情報化を推進し、電子民願^{*}G4C（p67に後述）や電子調

達など 11 の電子政府事業が進められるとともに、地方自治団体（市・郡・区）において、独自の業務においても電算化が推進された。

④世界最高水準の電子政府推進（2003 年～2007 年）

2003 年に「電子政府ロードマップ」が樹立されるとともに、これにより、本格的に電子政府が推進される。

このように電子政府を推進してきている韓国は、2008 年の国連電子政府評価では、電子参与指数（E-Participation Index）世界 2 位、電子政府準備指数（E-Government readiness Index）世界 6 位の評価を受けた。

2006 年から、「次世代電子政府ビジョンとロードマップ」ということで、角界各層への電子政府を推進している。

参考資料 韓国情報社会振興院 HP

※ 民願とは「民願人（申請者）が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」であり、許認可、免許、特許、承認、指定、認定等を申請することをさす。

（2）世界最高水準の開かれた電子政府の実現

2003 年に、「世界最高水準の開かれた電子政府の実現」というビジョンと戦略を示し、「業務の方式の革新（行政電子文書流通の拡大等）」「国民に対する行政サービス革新（オンライン民願処理の拡大等）」「情報資源管理の革新（情報保護体系の確立等）」「電子政府に関連する法制度の革新（情報保護法の策定等）」の 4 つの推進方針とともに、10 のアジェンダとその実現のための 31 の課題を設定した電子政府ロードマップが樹立された。その中で、構築、改善された事業は次のとおりである。

①電算化による政府・行政業務処理の方式革新

政府・行政文書処理業務をオンライン上で処理・管理するシステムである On-nara BPS（オンナラシステム）を全省庁に拡げ、透明性と責任性を高めている。

また、地方自治体の人事、財政、税制など共通業務を電算化し、中央政府と地方自治体間の約 900 種類の業務をオンラインで処理している。

機関別に処理してきた、食・医薬品、雇用・就職など関係機関で協力しながら取り組めるよう構築するなど行政情報共有の拡大を図り、需要者（国民）中心の行政サービスの業務再設計を推進してきた。

②行政情報を共同利用し申請書一枚で民願処理

行政機関と公共機関、一部の金融機関で、住民登録、戸籍情報など 42 種類の行政情報を共同で活用し、民願処理時に必要書類を大幅に削減している。たとえば、旅券発給時に住民登録謄本など 7 種類の添付書類が必要だったが、現在では、写真を提出するだけ

で申請ができる。2008 年末までには、共有情報の 70 種類まで拡大し、全体の民願の添付書類を 4 億 4 千万通から 67%の 2 億 9 千万まで削減する計画である。

③国民の電子的国政参加拡大による参与民主主義拡大

オンライン国民参与ポータル (www. epeople. go. kr) を構築し、国民提案や行政公開請求を統一化した「ヨルリン (開かれた) 政府」(www. open. go. kr) を開設し、国、地方自治体の約 7, 500 万余りの行政情報を公開することで、国民の知る権利を保障する。

今後は、電子投票システムを開発し、政党選挙、国立大総長選挙などに適用し、その後各種選挙に拡大していくことで、間接民主主義を補完する手段として積極的な活用を目指す。

④行政サービスの伝達体系をオンラインすることでの国民サービスの向上

2002 年から施行されている電子民願「G4C (Government for(= 4) Citizen)」(www. g4c. go. kr) のサービスを拡大し、現在 32 種類の民願書類をインターネットで発給するなど自宅からの民願請求が本格化している。また、機関別で分散して運用していた 178 種類の民願相談コールセンターを 110 番の代表電話に統一し、国民が One-stop 電話相談ができるようにした。

また、「ホームタックス」(www. hometax. go. kr) では、総合所得税、法人税、など各種国税申告の約 80%をインターネットで処理し、電子税制国家を実現している。

⑤企業支援行政サービスを統合し、企業競争力の向上貢献

企業支援を一括で請求できる「G4B」(www. g4b. go. kr) を開設し、企業の創業から廃業まで約 1, 400 余種類の企業情報を一括提供し、分散していた機関を輸出入・物流処理機能を一括処理できるようにし、2002 年には平均 9. 6 日かかっていた処理期間が 3. 6 日に大幅に短縮された。また、今後、外貨為替、決済、マーケティングなど各種貿易業務も一括処理できるようオンラインが国際間の電子貿易中心地 (u-Trade Hub) として活用できるよう基盤を構築している。

参考資料 行政自治部 (現:行政安全部) 報道資料 2007 年 9 月 18 日

(3) 電子民願サービス (G4C) と地方自治電子政府

各中央省庁・地方自治体に分かれて運営されていた民願の窓口として、2001 年に「民願業務革新 (G4C) サービス」を構築し、住民登録番号等を各行政機関が情報を共有するとともに、民願処理のオンライン申請をできるようにした。

2006 年度には、添付書類が必要な場合もインターネット民願をできるようにし、720 種余りの民願申請ができ、その民願の中で、33 種類の閲覧と発給ができるようになった。2003 年の民願件数は 38 万件であったが、2006 年末には、1200 万件に増えた。更なる利用活性化を目指し、手数料無料などの導入や、積極的な広報活動を進めている。

電子民願サービスは国家が開発し、自治団体に導入を義務付けた国家標準システムと

して始まったが、インターネットではなく、無人請願発給機（KIOSK）や、TVで請願ができるようにしたソウル特別市江南区の電子政府など、独自でシステムを開発している地方自治体もある。

（４）次世代電子政府ビジョンとロードマップ

ユビキタス等新しい情報化社会、官民の境界線の消滅、9.11以降の国際的安全化の必要性を背景に、2006年に「国民と一緒に目指す世界最高水準のデジタル政府」という次世代電子政府ビジョン及び10大ロードマップを2008年から5年にかけて推進することを発表した。

①個人オーダーメイド型電子政府サービス（My e-Gov）

G4C、ホームタックスなど各種電子政府サービスを個人の要求に合わせ、また、モバイルやIPテレビ等、多様な媒体によるサービスの提供をする。

②政府業務デジタル神経網構築

知能型の行政処理環境を構築するとともに、On-nara BPS（オンーナラシステム）を根幹にデジタル予算会計システム、電子人事管理システムなど主要電子システムを緊密に連携させ、全部署の業務を統合し、管理できるようにする。

③一時的な公共安全情報網実現

国家災難・災害に統合的に管理し、環境汚染源の一時的な管理、国民の食の安全情報網を構築するなど、国家安全情報網を構築、各分野の公共安全体系を統合し、予防対策体系を強化する。

④電子政府サービス普遍化及び利用活性化

普遍的なOSを利用する等、持続可能な電子政府発展基盤を構築する。

国民への利便性と行政サービス処理費用を削減することを目的に、広報イベントを通し、国民の認知度と活用度を向上する。

9 地方分権の推進

（１）韓国の地方分権の現状

韓国では、1991年に地方議会議員選挙が30年ぶりに復活し、1995年には首長選挙が実施されたことを契機として地方自治が発展・定着してきた。しかし、1991年基準で、法定上の事務数約1万6,000件のうち、中央政府が直接処理する事務が1万件、中央政権が統制権を行使する事務が、2,000件であり、中央権限の地方移譲は、形式的なものであった。1997年のIMF危機以降、政府革新と地方分権に関する社会的要求が高まる中で、1998年からの金大中政権は、「中央行政権限の地方委譲促進等に関する法律（以下「地方委譲促進法」とする）」（1999年1月）を制定した。その推進役として、地方委譲推進委

員会が発足し、中央の権限と事務の委譲を進め、230件を超える事務委譲が行われた。しかし、「地方委譲促進法」は、「地方分権」というより「事務委譲」という比較的狭い領域を対象としていること、地方委譲推進委員会の委員が個人資格の委員ということ、また地方自治団体の自らの革新への努力不足等により大きな成果はあげられなかった。

(2) 盧武鉉政権の地方分権推進政策

① 地方分権推進ロードマップ

2003年2月に発足した盧武鉉政権は、実質的な地方分権を最重要課題とし、政府革新地方分権委員会を発足させた。そして、「地方分権推進ロードマップ」を発表し、地方分権の主要課題として①中央－地方自治体間の権限再配分、②画期的財政分権の推進、③地方自治体の自治行政力強化、④地方議会の活動活性化及び選挙制度改善、⑤地方自治体の責任強化、⑥市民社会活性化、⑦協力的政府間関係の確立という7大分野別にそれぞれ推進課題を体系的に提示し、地方分権を確実なものとするための実践計画を発表した。この地方分権推進ロードマップは、今後5年間に推進する自立型地方化と分権国家建設のビジョンを提示し、地方自治団体と中央政府を含んだ国家全体の未来像を示した。

② 地方分権特別法

2004年1月には、政府革新地方分権委員会が中心となり、地方自治団体と市民団体などから意見を集め、地方分権の制度的な枠組みと地方分権の全体図を規定した「地方分権特別法」を5年時限立法として制定した。この法律では、多様な分野の地方分権推進課題を提示しており①権限および事務の委譲に関連した推進課題として事務移譲、機関委任事務の整備、包括的・一括的な移譲措置など②重点分権課題として特別地方行政機関の整備、教育自治制度の改善、自治警察制の導入、行政区域調整と関連した制度整備など③地方財政拡充および健全性強化と関連した交付税率の段階的上方修正、国庫補助金制度の改善、予算・会計制度改善など④自治行政の力量を強化するため条例の制定範囲を拡大し、組織・人材管理の自立性を保障、地方公務員の専門性を高めるための人事交流および教育訓練制度改善など⑤地方議会の政策事項に関する審議及び議決権の拡大及び議員の専門性の向上と議長の議会所属公務員に対する人事権を強化することによる地方議会の活動活性化と、首長と議員の選出方法を改善し選挙公営性の拡大など地方選挙制度改善⑥住民投票制など住民の直接参加制度を強化、住民のボランティア活動奨励および支援など⑦行政体制の整備、監査制度の改善、財政診断および評価などを通じ自治行政の責任制強化を企図⑧地方自治団体首長の協議体を支援し、意見を国政に反映し、特別地方自治体制度を導入・活用することによって国家・自治団体及び自治団体間の協力体制を確保するなどである。

③ 参与政府の地方自治政策に対する評価

盧武鉉政権では、参与政府として住民の直接参政制度を強化するため、住民投票法（2005年）、住民訴訟法（2006年）、住民召喚制度（2007年）などが制定された。また、

2006年7月から、済州道が、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデルとして「済州特別自治道」となった。地方議員についての経費支給も、会期手当・議員活動費・予備費であったものを、2006年1月から月極め手当・議会活動費・予備費として有給化した。地方公務員については、国が組織・定員を承認していた標準定員制を運営していたが、2005年からモデル実施をしていた総額人件費制度を2007年から全国に拡大し、総額内で地方自治体の機構と定員を地方自治体が自主的に管理できるようにした。

しかしながら、教育自治制、警察自治制については、前進がみられず、特別地方行政機関の移転についても中央官僚の抵抗により進んでいない状況である。

地方財政については、2007年度において、国：地方の財政比率は国：地方 56：43 であり、国税：地方税 79：21 であり、地方交付税、国庫補助金などで国－地方間財政を調整してきた。

(3) 李明博政府の地方自治の推進課題

2008年2月に発足した新政権は小さい政府を実現すること、つまり中央の事務を地方へ移譲、あるいは廃止することであり、地方自治体の責任制や自立性が強調される方向に進むとみられる。

2008年2月29日に、「地方分権特別法」を改正し、また名称も「地方分権促進に関する特別法」と改正された。なお、「地方移譲促進法」は廃止された。この内容は、地方分権の推進課題について、「地方分権特別法」と大きな差はなく、事務区分体系の整備、特別地方行政機関の整備、地方議会活性化と地方選挙制度の改正、住民参与拡大、中央と地方自治団体の協力体制の強化などが維持され、部分的に強化された。従前との大きな違いの一つ目は、地方分権政策において、地方分権を推進する委員会を構成する委員である。参与政府で地方分権を推進してきた政府革新地方分権委員会と地方移譲推進委員会を廃止し、地方分権推進委員会を設置した。構成員は、これまでは大統領の選任としていたが、大統領、国会議長、協議体からの推薦によることとし、構成員の人数も30人から20人と10人に減らし、代表性を高めた。二つ目は、機関委任の事務の廃止である。地方自治体系を具体化し、これまでの三分化された事務を、機関委任事務廃止により自治事務と国家事務の二分化にした。

新政府の地方自治課題は、参与政府と異なり、ロードマップや、長期・中期・短期課題の区分がなく、即効性のある政策を推進していくことが特徴である。地方分権においても、小規模の洞・邑の統・配合等による地方自治団体組織・機能改編、地域経済、都市計画、港湾など経済的な波及効果が大きい機能等の中央から地方及び民間への権限委譲、特別地方行政機関と地方自治体の重複事務の廃止等、財政を縮小しながら効率的な行政組織を目指す中で進められるとみられる。

参考文献 韓国行政・自治入門 申龍徹
現代韓国の地方自治 趙昌鉉

自治行政 2008年6月号 イムスンビン「新政府の地方自治課題」

自治行政 2008年6月号 イキウ「地方分権特別法の改正内容と課題」

参考資料 主要指標における日韓比較

主要指標	世界	日本	韓国
年央推計人口 (100 万人) 2007 年 (韓国は 2006 年)	6,671	127.8	48.5
国内総生産 (名目 GDP) (10 億米ドル) 2006 年	48,598	4,376	872.79
1 人当たり国内総生産 (名目 GDP) (米ドル) 2006 年	7,372	34,252	18,164
実質経済成長率 (GDP) (%) 2006 年	4.1	2.7	5.0
鉱工業生産指数 (2000 年=100) 2006 年	112.6	106.5	147.6
失業率 (%) 2006 年	-	4.1	3.5
消費者物価指数 (2000 年=100) 2006 年	123.8	98.1	120.5
輸出 FOB (10 億米ドル) 2006 年	12,033	650	325
輸入 CIF (10 億米ドル) 2006 年	12,241	580	309
国際収支 (経常収支) (100 万米ドル) 2006 年	-	170,520	6,092
外貨準備高 (年末) (100 万米ドル) 2006 年	5,137,163	880,977	238,905
為替相場 (年平均) (1 米ドル当たり各国通貨) 2006 年	-	116.30 (円)	954.79 (ウォン)

出典 総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「世界の統計 2008」

その他 参考指標

人口密度 (1 平方 km 当たり) 2007 年	-	338	484
首都への人口集中度 (%) 2007 年 (東京都、ソウル市)	-	9.9	21.5
高齢化率 (%) 2007 年	-	21.5	9.9
合計特殊出生率 2007 年	-	1.34	1.26